

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### 相続と株券

Q：先日社長が死亡し、当社の株式は長男が相続することになりました。この場合、株券の発行は必要ですか。

A：商法の規定では、株式の譲渡をする場合には株券を交付しなければならないとされており、株券不発行のままでは株式を譲渡することはできません。

したがって、株券不発行の場合、株式を譲渡するには、いったん会社に株券の発行を請求し株券の交付を受けたのち譲渡をして株券を引渡します。

ここでいう譲渡とは、売買、贈与、交換、代物弁済等による移転のことをいいます。

一方、相続ですが、相続は、被相続人の死亡により当然に生ずる法律上の効果であり、譲渡には該当しません。

したがって、相続の場合は、たとえ会社が株券を発行していなくても、あらためて株券を発行する必要はありません。

ただし、相続人が「株券不所持申出書」により株券を引き続き不発行にすることを申し出ている場合にかぎります。

お尋ねの場合、ご長男が株式を発行してほしいということであれば発行しなければなりません。そうでない場合には、「株券不所持申出書」により申出をすれば、株式を発行する必要はありません。

